

東中学校にエレベーターを設置

東中学校に市内の小・中学校で初めてエレベーターを設置しました。エレベーターは11人乗りで、4階建て校舎の全ての階に停止します。体調が優れない場合や、移動が困難な生徒などに利用してもらうことで、学校生活をより安全かつ円滑に過ごすことができます。

市教育委員会では、学校のバリアフリー化を目的として、これまでも施設改修に取り組んできました。移動が困難な児童・生徒がエレベーターのある学校を選択できる環境を整えるため、今後は小学校への設置に取り組めます。



担当 教育総務課 ☎046(252)8375 (FAX) 046(252)4311

市LINE公式アカウントから市道などに関する通報ができます

市LINE公式アカウントから、市道・カーブミラー・側溝などの補修に関する通報ができます。市LINE公式アカウント（右記2次元コードからアクセス可）を「友だち登録」し、メニューの「通報」からご利用ください。なお、対象は市道に関するものに限りです。



市LINE
公式アカウント

担当 道路課 ☎046(252)8564 (FAX) 046(255)3550

道路はみんなの財産 ルールを守りましょう

次の行為などは道路法に違反する行為となります。これらの行為は、街の景観を損ねるだけでなく、往来の妨げとなり大変危険です。

市では、近隣の皆さんからの通報の他、定期的なパトロールを実施し、必要な場合は指導をしています。道路は市民の皆さんの財産でもあることを十分に考えて、次に該当する場合は自主的な改善をお願いします。

- 電柱や街路樹にポスターやチラシを張ったり、捨て看板を設置したりする
- 道路上に樹木の枝葉が飛び出している状態を放置している
- 車の出入口などに乗り入れブロックを常時置いている
- プランターや商品を常時置いている
- 車やオートバイなどのオイルを路上・側溝などに垂れ流す

担当 道路課 ☎046(252)8564 (FAX) 046(255)3550

道路にはみ出している樹木・枯れている木などは適切な管理を

民有地から樹木が道路や歩道にはみ出していると、歩行者や車両の通行に支障を来し、次のような危険があるため樹木の伐採や剪定をお願いします。

- 歩行者がけがをする恐れがあります。また、倒木で歩道をふさがることで車道を歩く歩行者と車の交通事故発生の恐れがあります
- 走行する車両が枝などに接触し、壊れたり傷ついたりする恐れがあります
- 道路標識やカーブミラーが樹木で隠れることにより、安全運転の妨げになり、交通事故発生の原因となることがあります
- 樹木が枯れていたり、傾いていると風などで道路に倒れる危険性があり、車や歩行者と衝突する恐れがあります
- 道路や歩道で、民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償などの責任に問われる場合があります

担当 道路課 ☎046(252)8564 (FAX) 046(255)3550

心の悩みや心配を1人で抱えないで

SNSや電話などで相談できます。詳しくは右記2次元コードからご確認ください。



NPO法人自殺対策支援
センターライフリンク
「生きづらびっと」

電話相談 神奈川県「こころの電話相談」

☎0120(821)606 (年中無休24時間)

ストレスチェック
「こころの体温計」



担当 地域福祉課 ☎046(252)8247 (FAX) 046(255)3550

地域でただいま活躍中！安全・安心な地域づくり！

連載

自治会トピックス

小松原
自治会

小松原自治会独自セミナー継続中

自治会員の方々に何かお役に立てることがないか役員で真剣に議論した結果、令和5年度より著名な方や身近にいらっしゃるけれど普段中々お話を聞けない方などをお招きし、セミナーを開催しようということになりました。毎月組長会を第2土曜日19:00から行っており、その時間内で令和5年4月から12月まで計6回開催し、参加いただいた会員の皆様には大変好評でした。引き続き来年度も続けていきたいと考えております。



地域を語ろう会

自治会への加入などは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問合 自治会総連合会事務局 ☎(FAX)046(252)8751

(HP) <https://shijiren-zama.com/>

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX) 046(255)3550



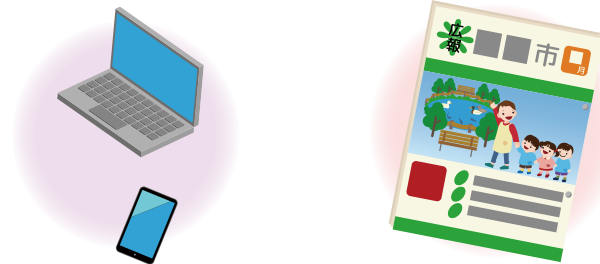
お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

広報ざまをマイ広報紙に登録

マイ広報紙 (<https://mykoho.jp/>) は、自治体などが発行する広報紙データを収集し、インターネットで無料配信するサービスで、(一社)オープン・コーポレイツ・ジャパンが自治体広報紙のオープンデータの利活用実証研究として開発し、各自治体の協力を得て推進しています。

パソコンやスマートフォンで利用でき、記事のキーワードを入れて検索すると、掲載された広報紙の記事の一覧表示や、他の自治体の広報紙をまとめてチェックすることができますので、ぜひ、ご利用ください。



担当 秘書広報課 ☎046(252)8321 (FAX) 046(255)5090

「広報ざま点字版」の配布

障害のある方へ市の情報を届けるため、「広報ざま点字版」の配布を行っています。

配布を希望する場合は問い合わせ先へお問い合わせください。

問合 申込専用電話 ☎046(252)8684

担当 秘書広報課 ☎046(252)8321 (FAX) 046(255)5090

市ホームページ 手続きコンシェルジュ

「転居」「結婚」などの「ライフイベント」ごとに、いくつかの質問に「○」「×」「△」で答えると、市役所で行う必要な手続きや持ち物、対応窓口などを確認でき、手続きの準備を整えることができます。市ホームページ「座間市手続きコンシェルジュ」(<https://www.city.zama.kanagawa.jp/concierge/index.html>)から利用できます。



手続き
コンシェルジュ

利用項目 転入、転居、転出、結婚、離婚、出産、おくやみ

担当 秘書広報課 ☎046(252)8321 (FAX) 046(255)5090

令和6年4月1日から相続登記申請が義務化

令和6年4月1日から、相続した物件の登記が義務化されます。相続した土地・家屋の相続登記がお済みでない方は、相続登記を行いましょう。詳しくは法務局ホームページをご覧ください。ただか、横浜地方法務局大和出張所 (☎046(261)2645) へお問い合わせください。



法務局
ホームページ

担当 固定資産税課 ☎046(252)8043 (FAX) 046(255)3550